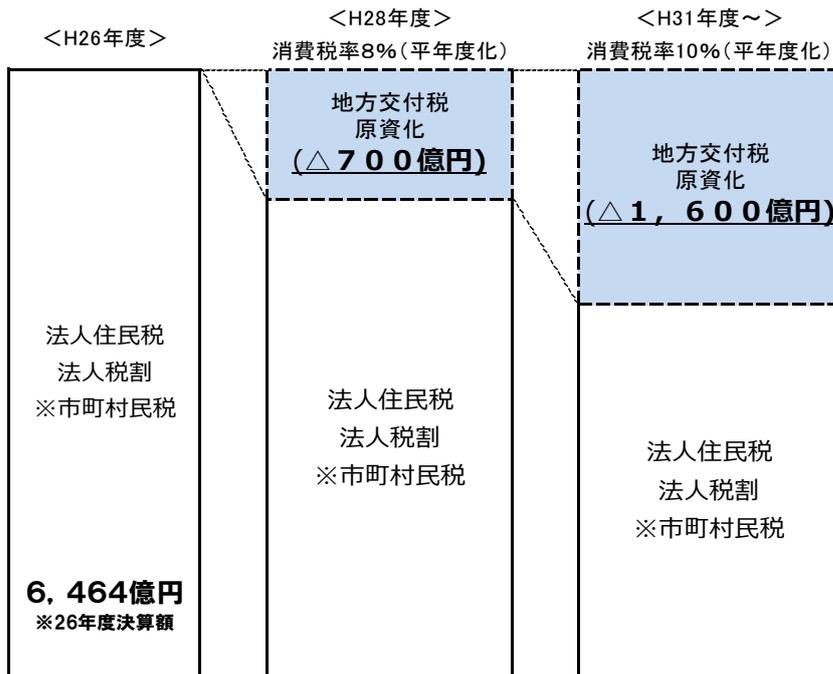


V 税財政制度への提言

◆法人住民税の一部国税化について

- 平成 26 年度税制改正において、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とする見直しが強行されました。
- 平成 28 年度与党税制改正大綱では、消費税率 10% 段階において法人住民税の国税化が更に拡大されることとなりました。
- 法人住民税を自治体間の財源調整に用いることは、受益と負担に基づく応益課税という、地方税の原則を歪めるものであり、また、地方分権の流れに大きく外れるものです。法人住民税は自治体固有の財源であり、その地域の行政施策に使われるべきものです。
- 法人住民税の一部国税化により、平成 27 年度から特別区交付金に影響が生じています。このような改正は決して容認できるものではありません。
- 大田区は、待機児童解消や公共施設の維持・更新など、大都市特有の膨大な需要を抱えており、法人住民税は極めて貴重な財源です。今後も、大田区は地方自治の根幹を揺るがす税制改正の方向を改めるよう、特別区長会を通じて、国などへ適切な主張と反論を強く働きかけていきます。

【法人住民税国税化の影響額（特別区全体）】



※影響額は特別区全体の金額であり、特別区長会からの情報提供資料によるものである。
 ※平成 29 年度から創設される「法人事業税交付金(特別区財政調整交付金の財源となる)」の影響は加味していない。